

令和4年第1回

東大和市農業委員会議事録

令和4年1月27日

東大和市役所会議棟第1・2会議室

東大和市農業委員会

令和4年第1回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和4年1月27日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第1・2会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
日程第4 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
日程第5 議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
日程第6 議案第2号 市民農園開設に伴う特定農地貸付けに関する承認について
- 5 出席委員(15名)

1番 鈴木 哲	2番 比留間 淳 二
3番 西川 慶 子	4番 内野 芳 夫
5番 原 正 男	6番 森 田 良 子
7番 町田 悦 郎	8番 岸 光 敏
9番 杉 本 実	10番 岩 田 高 雄
11番 和 地 毅	12番 橋 本 訓 夫
13番 小 林 由美子	14番 大 羽 敬 子
15番 大 熊 和 春	
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席した職員
事務局長 小 川 泉 係 長 岩 田 豊 和
- 8 会議の結果
報告1号～2号について、専決処理を確認した。

議案 1 号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

議案 2 号について審議した結果、承認することに決定した。

事務局長

定刻となりました。

会議の前に本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、15名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はございません。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 ただいまより令和4年第1回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第1号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第2号 農地法第5条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書4件についてご審議いただきます。

日程第6、議案第2号 市民農園開設に伴う特定農地貸付けに関する承認1件についてご

審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、13番、小林由美子委員、14番、大羽敬子委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。（会長報告）

◎報告第1号

議 長 続きまして、日程第3、報告第1号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしてございますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 （議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第1号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

大熊委員。

大熊委員 1つ目と2つ目の受付の件ですが、地図を見ると既に駐車場になっていて、農地じゃないように見受けられるのですが、これは第4条の届出が要る要件ですか。

議 長 事務局より説明。

岩田係長。

係 長 正式には登記上、畑でございますので、出していることになります。

大熊委員 登記上は畑、いわゆる市街化農地と市街化農地というのではなくて、何というんですか。宅地化農地であったところを、もともと駐車場として利用していたのを正式に駐車

場に、何というんですか、手続上変えたと。意味がよくわかりづらいと思いますが。

係 長 会議後に説明しますがいいですか。

大熊委員 分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎報告第2号

議 長 続きまして、日程第4、報告第2号 農地法第5号の規定による届出3件について専決処理をしてございますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第2号 農地法第5条の事案については、書類が整っておりますので受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第1号

議 長 続きまして、日程第5、議案第1号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い4件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 4件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号4番の事案についてご審議いただきます。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第2号

議 長 続きまして、日程第6、議案第2号 市民農園開設に伴う特定農地貸付けに関する承認についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。本事案は、市民農園開設に伴う特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地について承認申請があった事案でございます。本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 何点か教えてください。この貸付者、申請者の年齢が分かりましたら教えていただきたい。あと、何点か伺いたします。市から特定貸付農地協定というものが、きちんと結ばれていますけれども、この5条の中に、先ほどもご説明ありましたけれども、貸付規程についてはご本人が作成をされるということですね。協定の中では5条の中で承認の取消しということで、市に取消し権限があるのかなというように聞きました。この貸付規程についてはご本人がつくられたものであって、市は内容については一切関与されないというふうに考えてよいか、お伺いしたい。

議 長 事務局。

係 長 年齢については、申請書に書くところがないので記載はされていないですが、90歳を超えている方だったと思います。

町田委員 というのは、この規程の第9条で、栽培等の指導という部分があるのです。ですから、これは借り受者と規程を結び、借り受者に指導をするのだと思うのです。管理者も置かれるということで、管理者の中にも(2)で指導というものはあるのですが、貸付主体が栽培等の指導を行いますよという形でこれは協定の中ではうたっていますから、相手に対して責任義務が発生するわけなのです。お金を払って借り受けるわけですから、対価としてこの義務規程がありますので、この辺の履行の部分はいかなのかなと思ったものですから。その辺市は、問題ないと考えていると理解してよいですか。

係 長 貸付規程にある、そういう指導を開設者がするということが、問題あるかないかということですか。

町田委員 問題じゃない、そういう指導をされるというわけですよ。

係 長 2つの側面があるのですが、貸付規程というのは開設者が貸す人に対してする規程です。市は全く関与しないというのではなく、つくるのにアドバイスはします。この委員会で

今説明があったように、開設者が貸付規程、これの申請をするわけです。承認申請を。そこで、今ここで貸付規程の内容がどうかということで、今ちょっと主な4点を説明したと思うのですけれども、それを見てオーケーかどうかというところになります。ですので、直接関係していないというのですけれども、これを対象ですね、これがさっき言った4項目に基づいてできているかどうかというのを見ているわけですね。つまり、市との協定というのは特に農業委員会は直接関係ございません。それは市と本人が協定を結ぶ、農業委員会のほうには、申請書と同時に本人が利用者に貸すときにつくる規程、この内容が適切かどうかということで、今日審査をしております。

町田委員 これは市が判断していますか。

係 長 市はこれには直接は入っていません。市は本人との最初の協定ですね。

町田委員 この内容に瑕疵があった場合には、指導はしますか。

係 長 この内容に瑕疵があった場合、基本的には、一義的には開設者がやるわけですが、だから貸付け、農業委員会だからちょっと答えられないですね、こっちは市のほうです。

町田委員 いや、こっちの規程のほう。

係 長 規程のほうは、農業委員会がやる部分は、基本にご本人です。ただし、これは市のことを言うとあれですけれども、市のほうの協定にあるのですけれども、本人からいろいろ助言してくれだとか指導等の要請があった場合は、協力するというのは市としてはあります。農業委員会としてはなく、市としてあります。

町田委員 市長が協定を結んでいますから……

係 長 そういうことです。その中にあるとおり……

町田委員 農業委員会と結んでいるわけではないのですね。

係 長 そうです。一義的には開設者が指導はします。どうしても何かあった場合は、要請があれば、この協定に基づく要請であれば、市のほうが入ることはあるとは思いますが。

町田委員 だから市長が協定を結んでいますよね。それで農業委員会の会長から今承認の関係、出ていますよね。この関係とは何かあるのですか。

係 長 まず、市民農園開設に至るまでの手続きですが、お手元に配布したパンフレットを見ていただければと思います。農地所有者が特定農地貸付けによる市民農園を開設する場合は、農地所有者が市民農園として開設する所在地の市と協定を締結いたします。今回は生産緑地地区に開設いたしますので、協定廃止付きの協定となります。

係 長 何ですか。

町田委員 申込順に受付をするけれども、50に対して51来たときに、1名漏れますよね。その方には借受けは決定されていないわけだから、その落ちましたよという案内は行かないかな、これを読む限りはね。そうすると、その方はどうするのかなと思ったりもしたものですから。

係 長 なるほど。

町田委員 つまらない細かい話ですけども。

係 長 そこは、では、実際の運用のほうは確認しておきましょうか。

町田委員 確認でもいいけれども、貸付規定について農業委員会のほうで前もって目を通して、本日の一つの農業委員会の審査議題だという話だったから、私たちが目を通して見ましたよという結果になってしまうわけですから、この辺をそう言われちゃうと、気がついたところは言うておかないといけないのかなというふうに思ったものだから。

係 長 分かりました。

町田委員 もう一点は、この審査要項には年齢要件はないけれども、この中で管理人のみならず、協定締結者が農業の支援じゃなくて指導を行うとなっているから、支援ならまだアドバイスということだけでも、指導というのは直接手取り足取りやっぱりやる行為だから、この辺は指導じゃなくて支援でもいいものなのかなと思ったので。

以上でございます。

議 長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

鈴木委員 今までの事例で問題があったというのはありますか。

係 長 これは初めてなのです。

鈴木委員 初めてですか。

係 長 分かりません、すごい古くは分かりませんですけども、ただ、農家の所有者さん自ら開設したというのは、ないとは、知っている限りは。

鈴木委員 では、今回が初めてですか。

係 長 そうですね。今まではずっと市が造っていただけです。民間業者が造るのもございません。大きく3パターンですよ、市が造る、民間業者が造る、農家所有者が自らやるという。今これは、最後の農家所有者が自らやるのですね。

鈴木委員 では、この規程については、市がある程度助言とか何かひな形とかというのはお渡ししている。

係 長 そうですね。ひな形はあります。ただ、あくまでもこれは開設者が借りる人に対し

てつくるものですから、あまりうちのほうでどうのこうのではないですけども、必要最低限の助言はしております。

鈴木委員 これは問題があった場合は、貸付者と借り受者で解決するという形ですか。

係 長 基本的にはですね。その問題の内容とかによるかもしれないですが。

大熊委員 すみません、参考までに教えていただきたいのですが、今現在、市民農園は2つありますよね。こちらのほうの賃料は、たしか年間でいえば10万円を超えない。

係 長 全然、市でやっていますのでね。安いですね。

大熊委員 全然安いですよ。こちらのほうは年間で9万円とか8万円、かなり何といたしますか、差が大きいといいますか、この賃料の設定について事務局のほうに何か相談があってアドバイスしたとか、そういうことはあるのですか。

係 長 ないです。

大熊委員 それは特にないですか。全く今回の貸付主体者のほうが自主的に決めたと。

係 長 そうですね。ほかでもやっているみたいですので、そういうところとも勘案しているとは思いますが、参考で市は幾らですよというのはひよっとしたら伝えていたかもしれませんが、この料金設定に対してうちがどうのこうのでは、この段階ではないですよ。

大熊委員 そうですか。

議 長 町田委員。

町田委員 この農地なのですが、納税猶予の適用か何かになっていますか。

係 長 納税猶予農地です。

町田委員 両方かかっていますか。

係 長 はい。

町田委員 特定はかかっていますか。特定生産緑地はかかっていますか。

係 長 特定には行っているはずですよ。

町田委員 先ほどの納税猶予の農地ということですね。

係 長 そうです。

議 長 ほかに、あとはよろしいでしょうか。

また本件について個別にご質問がありましたら、事務局対応でよろしくお願ひしたいと思います。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

内容について承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、申請のあった特定農地について、承認することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で本日の全ての日程を終了いたしました。

これにて散会いたします。

(午後 2時37分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員